

各国における司法作用を妨害する行為に関する法制度の概要

日本	アメリカ(連邦)	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	
<p><b>犯人蔵匿等</b> (刑法103条)</p> <p>罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>証拠隠滅等</b> (刑法104条)</p> <p>他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>証人等威迫</b> (刑法105条の2)</p> <p>自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>※ 組織的な犯罪に係る犯人蔵匿や証拠隠滅等の行為については、刑法より重い法定刑(3年以下の懲役又は20万円以下の罰金)が定められている(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律7条)。</p>	<p><b>司法妨害</b> (合衆国法律集18編73章)</p> <p>[18編1503条] 不正に又は暴行、脅迫等を用いて、司法の適正な運営に影響を与え、若しくはこれを妨げ、又はそれらを試みた場合等は、10年以下の拘禁刑若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。</p> <p>[18編1512条(a)(b)] 刑事手続における証言に影響を与え、又は刑事手続における証言や証拠の提出を断念させ若しくは証拠を改変、隠匿させるなどの目的により、 ○ 物理的暴力を用いた場合は30年以下の拘禁刑 ○ 物理的暴力を用いる旨の脅迫をした場合は20年以下の拘禁刑 ○ その他の脅迫、不正な説得や誤導行為に及んだ場合は10年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科により処罰される。</p> <p>[18編1512条(c)] 刑事手続での使用を妨げるなどの目的で文書等を改変、破壊、隠匿した場合その他司法手続を妨害若しくはこれに影響を及ぼす行為に及んだ場合又はそれらを試みた場合は、20年以下の拘禁刑若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。</p>	<p><b>司法妨害</b> (コモンロー(判例法)上の犯罪)</p> <p>公的な司法過程を歪める目的をもって、公的な司法過程を歪める傾向を有する行為に及んだ場合、司法妨害に該当する。 刑は法定されていない(したがって、無期拘禁刑が上限となる)が、文献(Archbold)によれば、通常の量刑は、 ①証人への威迫・干渉の場合は4~24か月、 ②証拠隠滅の場合は4~18か月(重大犯罪の場合はより重い刑もあり得る。)、 ③無実の者の逮捕につながった犯罪の虚偽申告の場合は4~12か月の拘禁刑であるという。</p>	<p><b>犯人隠匿</b> (刑法434-6条)</p> <p>重罪の正犯又は共犯に対して、住居、隠れ家、金銭的援助、生活手段又はその他全ての捜査若しくは逮捕を免れる手段を提供する行為は、3年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金で罰する。犯罪行為が常習的に行われている場合、刑は5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金とする。</p> <p><b>証拠の隠匿等</b> (刑法434-4条)</p> <p>① 真実の発見を妨げるために、次に掲げる行為を行った場合は、3年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金で罰する。 一 痕跡若しくは徴表の偽造、変造若しくは隠滅により、又は何らかの物の供給、移動若しくは撤去により、重罪又は軽罪の発生場所の状態を改変すること 二 重罪又は軽罪の発見、証拠の収集又は犯人の有罪判決に役立つ公的若しくは私的な文書又は物を破壊し、詐取し、隠匿し又は変造すること ② 職務上真実の発見に協力することを義務付けられている者が前項に定める行為を行う場合、刑は5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金とする。</p>	<p><b>刑の免脱</b> (刑法258条)</p> <p>① 他人が違法行為を理由として刑罰法規により刑に処せられ又は改善及び保安処分等の処分を科せられることについて、意図的に又は情を知りつつ、全部又は一部免れさせた者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。 ② 他人に対して科せられた刑罰又は改善及び保安処分等の執行を、意図的に又は情を知りつつ、全部又は一部免れさせた者も、前項と同一の刑に処する。 ③ 本罪の刑は、本犯について定められた刑よりも重いものであってはならない。 ④ 本罪の未遂は罰せられる。 ⑤ その行為により、同時に、自己が刑に処せられ若しくは処分を科せられること、又は、自己に科せられた刑罰若しくは処分が執行されることの全部又は一部を免れようと意図した者は、本罪により罰せられない。 ⑥ 本条の行為を親族のために行った者は罰せられない。</p> <p>(刑法258条a)行為者が公務担当者として刑事手続等に協力することを職務とするときは、刑は6月以上5年以下の自由刑とし、犯情があまり重くない事案では、3年以下の自由刑又は罰金とする。未遂を罰する。258条③⑥は適用しない。</p>	<p><b>犯人隠匿</b> (刑法151条)</p> <p>① 罰金以上の刑に該当する罪を犯した者を隠匿又は逃避させた者は、3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。 ② 親族又は同居の家族が本人のために前項の罪を犯したときは、処罰しない。</p> <p><b>証拠隠滅等</b> (刑法155条)</p> <p>① 他人の刑事事件又は懲戒事件に関する証拠を隠滅、隠匿、偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造した証拠を使用した者は、5年以下の懲役又は700万ウォン以下の罰金に処する。 ② 他人の刑事事件又は懲戒事件に関する証人を隠匿又は逃避させた者も前項の刑と同じである。 ③ 被告人、被疑者又は懲戒嫌疑者を不利に害する目的で前2項の罪を犯した者は、10年以下の懲役に処する。 ④ 親族又は同居の家族が本人のために本条の罪を犯したときは、処罰しない。</p>	
	<p><b>証人に関する贈収賄</b> (合衆国法律集18編201条(c)(2)(3))</p> <p>公判その他の手続における証言又は当該手続への不出頭について、利益の供与又はその申込み若しくは約束をした者やそのような利益の受領又は要求をした者は、2年以下の拘禁刑若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。〔証言に影響を及ぼす対価としてなされた場合は、20年以下の拘禁刑若しくは罰金又はそれらの併科(同条(b)(3)(4))〕</p>		<p><b>証人等買収</b> (刑法434-15条)</p> <p>他人に対し、手続の進行中又は裁判上の請求若しくは防御のため、虚偽の証言、申告若しくは証明書の交付を行い、又は証言、申告若しくは証明書の交付を回避することを決定させる目的で、約束、申出、贈与、威迫、脅迫、暴力行為、策略又は計略を用いる行為は、買収が成功しなかった場合であっても、3年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金で罰する。</p>	<p><b>虚偽陳述の唆し</b> (刑法160条)</p> <p>虚偽の宣誓を行うように他の者を唆した者は、2年以下の自由刑又は罰金に処する。虚偽の宣誓代替保証又は虚偽の非宣誓陳述を行うように他の者を唆した者は、6月以下の自由刑又は180日以下の罰金に処する。未遂を処罰する。</p>	<p><b>裁判所侮辱</b> (合衆国法律集18編401条等)</p> <p>裁判所は、その面前若しくは近傍における司法の運営を阻害する行為又はその適法な令状、命令、規則等に従わない行為について、拘禁刑若しくは罰金又はその併科により処罰する権限を有する。</p>	<p><b>裁判所侮辱</b> (コモンロー(判例法)上の犯罪)</p> <p>適正な司法の運営を阻害することを意図した行為又は不作為は、裁判所侮辱に該当する。 拘禁刑の上限は、刑事法院においては2年、治安判事裁判所においては1か月である(1981年裁判所侮辱罪法14条)。</p>